十二年七月十九日

社会局長官殿

各府県知事

労働者代表者選任方ニ関スル件

労働者ノ利益ヲ擁護スル為メ労働者ノ代表者ヲ選任スルニ付テハ別紙ノ通リ取扱ヲ為サシメラレ度此段及通牒候也

追テ労働者ノ代表者ヲ選任スル為メ労働者ノ団体ヲ組織シ又ハ既ニ組織セラレタル団体ヲ利用スルコトハ差支ナキモノト認メラルルモ其ノ団体ヲ以テ労働者ノ代表者ヲ選任スルニ当リテハ労働者ノ自由ナル意思ヲ以テ選任セラルル様特ニ御注意相成度此段申添候也

社會局